

事務連絡
令和元年10月1日

建設業者団体の長 へ

国土交通省土地・建設産業局建設業課 課長補佐

台風などの荒天時等における安全確保について

令和元年9月9日の台風15号に伴う強風により、東京都内、神奈川県内のビル工事現場において、足場が倒壊し、大惨事となりかねない事象が発生しました。

建設工事における公衆災害防止対策については、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年9月2日付国土交通省告示496号）により、発注者及び施工者等が留意すべき事項について周知したところです。その中で、台風などの荒天時等に際しては、「工事着手前に強風等における作業中止基準を定めるとともに、中止時の仮設構造物、資材等の具体的な措置について定めておく」としております。

今後かかる事象の防止に資するため、貴会におかれては、貴会傘下の建設企業等に対し、改めて公衆災害防止対策要綱の周知をお願いするとともに、関係法令及び要綱等に基づき、建築物の工事等における安全確保に必要な対策を講じていただくよう周知指導方お願いします。

また、今般の台風により足場倒壊が発生した事例と主な強風対策について、別紙のとおり紹介しますので、参考としてください。なお、足場倒壊のほかにも工事看板、標識等の飛散防止等についても必要な対応をお願いします。